附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年三月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第二号

（表　面）

写真ちょう付面

第　　号

（職）氏　名

年　月　日生

精神保健福祉職員の証

令和　年　月　日

厚生労働省（都道府県又は指定都市）　印

（Ａ列６番）

（裏　面）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい

第十条（報告徴収及び立入検査）

２　略

第九条の六の十六　前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条（申請等に基づき行われる指定医の診察等）

２　都道府県知事は、第二十条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査をさせなければならない。

３　前項の調査をさせるため、都道府県知事は、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

４　お会わせな指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度において、その居住する場所へ立ち入ることができる。

５　おいて、第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と読み替えるものとする。

第三十八条（報告徴収等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第十八条の六に規定する病院の管理者に対し、当該病院に入院中の者の症状若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該職員若しくは当該病院の管理者に対し、報告を求め、又は当該職員に、精神科病院に入院中の者を診察させ、若しくはその者の帳簿書類を検査させることができる。

２　略

３　第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

第四十条（報告徴収等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、又は当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

２　第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十条第一項」と読み替えるものとする。

（注意）

一　この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に届け出ること。

二　精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）に返還すること。